

別表2

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するため効果的な実施体制となっているか。 ・事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に精通した団体であるか。 ・年間を通じて計画的かつ効率的に学校給食用牛乳を供給するため、乳業事故等に備えた体制が確立されている団体であるか。 ・国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図る取組を実施している団体であるか。 ・酪農の健全な発達を図ることを目的とし取組がなされていることになっているか。 ・幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資することを目的とし取組がなされることになっているか。 	<p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。</p>	5 4 3 2 1 0
②妥当性（学校給食用牛乳供給円滑化推進事業のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実施することになっているか。 ・幼児、児童及び生徒に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実施することになっているか。 ・乳業者と学校関係者が連携し、配送効率化に向けた取組を実施することになっているか。 ・供給事業者に対し、食品衛生に関する研修等を実施することになっているか。 ・乳業事故等の発生を防止する取組を実施することになっているか。 	<p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。</p>	5 4 3 2 1 0